

議会改革度調査 2019 よくあるご質問 (FAQ)

(設問 5)

Q. 「うち在職の女性職員__人」に、非正規職員は人数として含まれるか？

A. 議会事務局職員の全体数を条例定数でお聞きしていますので、その内数である女性職員の数は正規職員でお答えください。

(設問 8)

Q. 議員の平均年齢の基準日はいつか？

A. 調査対象期間の末日にあたる 2019 年 12 月 31 日現在でお答えください。

(設問 17)

Q. 常任委員会や協議調整の場が複数あり、それぞれ会議録の公開・閲覧の取組状況に差がある場合はどうするか？

A. より取組化されている（該当する選択肢が多い）常任委員会や協議調整の場でお答えください。

(設問 18)

Q. 会議録を Word データ等で作成していれば電磁的記録に該当するか？

A. 地方自治法第 123 条第 1 項以下で規定されている会議録の作成に電磁的記録が用いられているかどうかをお聞きするものです。作成上は Word データであっても、会議録原本が紙書面で保存されていれば電磁的記録には該当しません。会議録原本が DVD-R 等の媒体に保存され、会議録署名が電子署名化されているなどが電磁的記録に該当します。

(設問 19)

Q. 設問 17 にて「紙媒体で請求閲覧」と回答した会議録は、公開までの期間をどのように回答すればよいか？

A. 会議録が調製され請求閲覧に供することができる状態となった時点でお答えください。

(設問 20)

Q. ネットで事前公開・事後公開とあるが、事前事後の基準日はいつか？また、会議資料

の概要版を作成している場合はどうか？

A. 会議の始まる日までに住民も会議資料を見ることができるかどうかをお聞きするものですので、会議が開かれる日が基準日となります。また、概要版を作成している場合、議員が会議で使用している資料とまったく同様のものでなくても、同等の質・量の情報を得られる資料となっていれば該当します。

(設問 22)

Q. 行政視察には会派や議員個人が行っている視察も含まれるか？

A. 常任委員会をはじめ議会（機関）として行っている行政視察が対象となりますので、会派や議員個人のは該当しません。

(設問 23)

Q. 「その他交付手続き上の必要書類」とは、どのようなものか？

A. 選択肢にあげている収支報告書等のほかに、会計帳簿など会派や議員の側で作成提出されている書類を想定しています。

(設問 24)

Q. 「独自様式書類」とは、どのようなものか？

A. 総務省・議長会が示している標準モデルの交付条例や規程にある一般的な作成書類とは別に、議会独自の考え方から透明性を高めるために必要と定め設けている様式（ex.行政視察を行った際の視察成果書）が該当します。

(設問 25)

Q. 「きょう」「どこで」「何を」とは、どういう趣旨の質問か？また本会議とそれ以外の委員会等で異なる場合はどうするか？

A. 議会が何をやっているか分からないという声が住民のなかには一定層あります。このため、議会が「いつ」「どこで」「何を」話し合っているのかを、前もって住民は知りうる状況にあるかが重要な視点と考えます。本会議の開催日時・場所を議会広報紙でお知らせしている議会も多くありますが、議会広報紙という紙媒体では「何を」の詳細（どんな議案やどんな行政課題を話し合うのか）までを発信することは難しい場合があります。また、「何を」は直前でなければ明確にならない可能性もあります。そうした状況を克服し取組みされているかお聞きするものです。また、本会議とそれ以外の委員会等で取組みに差がある場合は、より取組化されている会議でお答えください。

(設問 27)

Q. 議員個人や選挙管理委員会が公開しているものは該当するか？

A. 議員個人や選挙管理委員会とは別に、議会として取組まれているかお聞きするものであり、議会ホームページや議会広報紙によるものであれば該当します。

(設問 28)

Q. 児童乳幼児は、親同伴や議長の許可など条件が付いている場合はどれに該当するか？

A. 標準傍聴規則では、児童乳幼児は議長許可があれば入場できると規定されているため、一般的には児童乳幼児を除いた原則公開が該当します。全国のなかには傍聴規則を改正し、児童乳幼児を含めて原則公開としている議会も存在します。なお、映像モニターが設置された別室傍聴ルームであれば児童乳幼児も自由化しているという事例もあります。その場合は、児童乳幼児を除く原則公開にチェックのうえ、設問 67 の自由記入欄に付記してください。

(設問 29)

Q. 請願提出者や住民に発言を求める機会が制度として確保されているが、調査対象期間中に実績がない場合どう回答するか？

A. 制度としてある場合は該当する選択肢にチェックのうえ、実績人数を 0 人と記入してください。

(設問 30 及び 35)

Q. 市長や教育委員会が主催する子ども議会や、選挙管理委員会が主催する模擬投票は該当するか？

A. 議会として取組まれているものに限ります。例えば、子ども議会の開催場所として議場を使っている場合だけでは該当しませんが、子ども議会の企画準備段階に議会として関与していたり、実際の子ども議会に議員も参加している場合などは該当します。また、模擬投票についても同様の関わり方がなされていれば該当します。

(設問 44)

Q. 地域の実情を踏まえた法律の制定・改廃に関する意見書とはどういったものか？

A. 全国統一的に提出されている請願を踏まえた内容のものや、全国的に社会問題化している内容のものとは別に、議会による政策立案過程や政策執行段階において、地域で政策実現していくうえで支障となっている法令に対して意見を述べるもの等が対象となります。

(設問 52)

Q. 複数の常任委員会がそれぞれ同日に所管事務調査を行っている場合、活動日数はどうなるか？また、所管事務調査がどのようなものかよく分からない。

A. 常任委員会それぞれの活動日数の合算でお答えください。例えば、同日に4つの常任委員会が所管事務調査を行った場合、(1日) × (4委員会) = 4日となります。また、所管事務調査は、本会議と付託関係がある議案や請願の審議・調査とは異なり、本会議の干渉を受けることなく自主的に行うことができる取組みです。多種多様な取組みが想定されますが、行政視察など所管事務調査の手続き(目的や日時を議長通知)を経て行っている全てのものが対象となります。

(設問 53)

Q. 選択肢にあげられているものがどういう意図か分からない。

A. 政策立案の過程で一般的に行われているような取組みを選択肢にあげています。その過程を、所管事務調査で行ったり、地方自治法第100条第12項や議会基本条例に設置根拠を置く会議体(政策検討会や政策討論会などの名称)で行っている事例が見られます。

(設問 54・55)

Q. 首長執行部で取り組んでいるものは該当するか？

A. 首長執行部の取組とは別に、議会として取り組んでいるものに限ります。

(設問 56)

Q. 加入の議長会が行っている要望活動や研修会は外部との連携に該当するか？

A. 要望活動や研修会といった議長会事業は該当しません。議長会事業とは別に、個別の議会と議長会との間で連携(ex.政策法務に関する助言支援)が行われていれば該当します。

(設問 61)

Q. タブレット・PCの端末利用の完全・一部は何を指しているか？

A. 全議員が端末を所有し、会議や議会活動で共通利用しているかどうかでお答えください。全議員でなくても、会議への持込利用が認められており一部の議員が利用している場合は一部実施に該当します。

(設問 65)

Q. 選択肢にあげられているものは議場以外でも対象となるか？

A. 議場に限らず行政視察など議会活動（公務中のもの）を行うなかで該当するものはチェックしてください。会派控室での飲食（水お茶・のど飴）については議会活動ではないので該当しません。